

一般財団法人不審菴定款

一般財団法人不審菴 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人不審菴と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、千利休の伝統を継ぐ不審菴表千家に伝わる茶道の保存育成並びに利休その子孫等の不審菴表千家に現存する遺跡、遺品、建造物等関係不動産、動産の保存に関する事業を行い、その精神を普及し日本文化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不審菴表千家流茶道の伝授、普及及び指導者の育成
- (2) 茶室建築、美術工芸、造園等の保存及び研究調査
- (3) 茶道文化に関する茶会、講習会、展示会及び講演会の開催
- (4) 茶道文化に関する資料及び図書等の収集と研究調査並びに出版
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産をもって基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び正味財産増減予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において決議に加わることのできる理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会において決議に加わることのできる評議員現在数の過半数の決議を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会において決議に加わることのできる理事現在数の3分の2以上の決議による承認を経て、定時評議員会において決議に加わることのできる評議員現在数の過半数による承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員6名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基ついて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する

- 団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となつたことがある者
 - (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人(過去に使用人となつた者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当該法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることとなつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係のある者が含まれてはならない。
- 8 評議員の現在数は、理事の現在数と同数以上でなければならない。

(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第12条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 評議員は、その地位にあることのみに基づき報酬等を受けてはならない。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散に関する事項
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) 収益事業の開始、変更、廃止等公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる評議員現在数の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、決議に加わることのできる評議員現在数の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席者の代表2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事6名以上20名以内
 - (2) 監事2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を名誉理事長、1名を副理事長、2名又は3名を常任理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、名誉理事長、副理事長、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員は、その地位にあることのみに基づき報酬等を受けてはならない。

第7章 顧問及び参与

(顧問)

第27条 この法人に顧問を5名まで置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

- 3 顧問は理事長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、その地位にあることのみに基づき報酬等を受けてはならない。

(参 与)

第 28 条 この法人に参与を 5 名まで置くことができる。

- 2 参与は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 参与は理事を助けてこの法人の業務に参画する。
- 4 参与は、その地位にあることのみに基づき報酬等を受けてはならない。

第 8 章 理事会

(構 成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事現在数の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、決議に加わることのできる理事現在数の 3 分の 2 以上の決議をもって行わなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け
 - (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 一定の株式又は出資（贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資で贈与又は遺贈により取得したもの）に係る議決権の行使
 - (6) 収益事業の開始、変更、廃止等公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
 - (7) 事業の全部又は一部の譲渡

- 3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更、合併等及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、理事会において決議に加わることのできる理事現在数の過半数の決議を経て、評議員会において決議に加わることのできる評議員現在数の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第10条についても適用する。

(合併等)

第35条 この法人は、理事会において決議に加わることのできる理事現在数の過半数の決議を経て、評議員会において決議に加わることのできる評議員現在数の3分の2の決議をもって他の一般社団法人・財団法人法上の法人との合併をすることができる。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は千宗左とする。